令和８年２月市議会定例会　総務委員会資料

第４７号議案　包括外部監査契約の締結について

目次　　ページ

１　外部監査制度の概要……２

２　包括外部監査契約の相手方……３

３　包括外部監査実施のフロー図……４

４　包括外部監査人の資格及びテーマ……５

監 査 事 務 局

令 和 ８ 年 ２ 月

1　外部監査制度の概要

外部監査制度は、地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼を高めるために、地方公共団体の行政体制及び運営の合理化、適正な予算執行を確保する観点で平成11年度から導入されたもので、監査委員制度に加え、外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで、その専門性と独立性を強化し、地方公共団体の監査機能を一層充実させようとするものである。

外部監査契約は、地方公共団体の長が監査委員の意見を聴き、議会の議決を経て契約を締結するものであり、包括外部監査契約と個別外部監査契約から構成されている。

(1)　「包括外部監査契約」に基づく監査

長は、あらかじめ監査委員の意見を聴き、議会の議決を経た上で、毎会計年度個人と包括外部監査契約を行うもので、包括外部監査人は、地方自治法第２条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるべき原則）及び第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件（テーマ）について監査を行うものである。

(2)　「個別外部監査契約」に基づく監査

住民、議会、長等からの一定の請求や要求があった場合、外部の専門家による監査が好ましいと監査委員等が判断した場合、個人と個別外部監査契約を締結するもので、個別外部監査人が、監査委員の監査に代えて監査を実施するものである。

2 包括外部監査契約の相手方

(1) 住　所 [redacted]

(2) 氏　名　宮本　篤　（みやもと　あつし）

(3) 資　格　弁護士

(4) 事務所　弁護士法人宮本篤法律事務所（長崎市金屋町６番１０－１０１号）

(5) 契約額　１２，７６０，０００円を上限とする額

(6) 契約額の積算内訳

ア　執務費用　１１，６００，０００円（1,000時間×11,600円）

積算方法　外部監査人及び補助者の執務時間に1時間単価を乗じて算出

（ア）　執務時間　1,000時間

本市における過去3か年平均執務時間を参考に算出

（イ）　1時間単価　11,600円

日本公認会計士協会が公表している「監査実施状況について」（地方公共団体と包括外部監査契約を締結している会員の監査報酬額）における監査報酬の１時間当たりの過去3か年平均単価を基に算出

イ　消費税　　１，１６０，０００円

11,600,000円×10%＝1,160,000円

合　計　ア＋イ　１２，７６０，０００円

（参考）地方自治法第252条の28

普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次のいずれかに該当するもの。

1　弁護士

2　公認会計士

3　国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの。

4　税理士（外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときに限る。）

３　包括外部監査実施のフロー図

長は、外部監査契約議案について、監査委員の意見を聴く。

↓

長は、外部監査契約議案を議会に提出

↓

議会の議決

↓

長は、外部監査人と外部監査契約を締結する。

・監査実施に当たって、その旨監査委員に通知する。
（外部監査実施に当たっての監査委員の監査への配慮）

↓

外部監査人による監査の実施

・外部監査人は、あらかじめ監査委員と協議のうえ、補助者を置くことができる。
（監査委員の合議が必要）
・代表監査委員は外部監査人の求めに応じ、監査事務局職員等を外部監査事務に協力させることができる。
・外部監査人は、必要に応じ監査委員と協議し、関係人の出頭を求め、調査を実施し、書類等の提出を求め、又は学識経験者等から意見を聴くことができる。（監査委員の合議が必要）

↓

外部監査人は、監査結果報告を議会、長、監査委員、関係執行機関へ提出する。

・外部監査人は必要に応じ、監査結果報告書に意見を添えることができる。

↓

監査委員は、外部監査人の監査結果報告書を公表する。

・監査委員は、監査結果に関し必要があるときは、議会、長、関係執行機関に意見を提出することができる。（監査委員の合議が必要）
・議会は必要に応じ、外部監査人に説明を求めたり、意見を述べることができる。

↓

長は、監査結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知する。

↓

監査委員は、当該通知に係る事項を公表する。

４　包括外部監査人の資格及びテーマ

年度	監査人の資格	テーマ
H11年度	公認会計士	貸付金の管理について、公有財産購入費、備品購入費、投資及び出資金について
H12年度	公認会計士	㈱長崎衛生公社への財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について （長崎市の㈱長崎衛生公社に対する事務の執行について） 需用費について、負担金・補助及び交付金について
H13年度	公認会計士	長崎市水道事業について（水道局の事務執行状況について） 清掃事業について（一般廃棄物の収集・処理について）
H14年度	公認会計士	市税の課税・徴収事務について、委託事務について
H15年度	公認会計士	人件費について、公共工事について
H16年度	税理士	高齢者福祉について
H17年度	税理士	教育委員会の事務の執行について
H18年度	税理士	財政支援団体等との取引（主に委託料・補助金）について、政務調査費について
H19年度	公認会計士	扶助費について、病院事業について
H20年度	公認会計士	下水道事業について、消防事業について
H21年度	公認会計士	情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について
H22年度	公認会計士	長崎市及び長崎市土地開発公社が保有する土地について
H23年度	公認会計士	公の施設の管理運営及び有効活用について（学校施設を中心に）
H24年度	弁護士	公の施設の指定管理者制度及びその運用状況について
H25年度	弁護士	子育て支援に関する事務について
H26年度	弁護士	高齢者に関する行政について
H27年度	公認会計士	市営住宅の管理運営及び有効活用について
H28年度	公認会計士	補助金等に関する事務の執行について
H29年度	公認会計士	ごみ処理事業の事務の執行等について
H30年度	弁護士	債権管理に関する事務の執行について
R元年度	弁護士	農林水産業の振興施策に関する事務の執行について
R2年度	弁護士	水道及び下水道事業に関する事務の執行について
R3年度	公認会計士	物品の取得、管理及び処分について
R4年度	公認会計士	出資団体における事務の執行について
R5年度	公認会計士	長崎市の人口流出対策・少子化対策について
R6年度	弁護士	長崎市の空き家に関連する政策について
R7年度	弁護士	観光振興、宿泊税活用事業に関する事務の執行について